

(法人又は自然人の代表者の氏名)を法定代理人とする一方の当事者(アクセス者の名称、以下「利用者」と称する)、及び植物遺伝資源の所有者たるもう一方の当事者(所有者の氏名、以下と「提供者」称する)との間で次に掲げる条件で締結される植物遺伝資源へのアクセスに関する停止条件付きの合意。

前文

1. 1992年6月13日、メキシコ合衆国は、特命全権大使を通じて、生物多様性条約に署名し、1993年5月7日付連邦官報によりその制定に関する政令を公布した。
2. 2011年2月24日、メキシコ合衆国は、全権特命大使を通じて、生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書(以下「議定書」と称す)に署名し、2014年10月10日付連邦官報にてその制定に関する政令を公布した。
3. 2012年1月12日、連邦官報により持続的農村開発法が公布された。同法第102条I項では、「全国種子検査認証サービスは、関連官公庁や機関と合同で、植物遺伝資源の保全・アクセス・使用・総合管理・種子取得者の保護権及び種子の品質分析に関する政策・活動-国際協定を確立し、必要な場合においては上申する責任を有する」と定められている。
4. 2012年4月24日、連邦官報にSAGARPA内規が公布された。同内規第53条II項では、「全国種子検査認証サービスは、関連のあるその他の官公庁及び機関と合同で、食糧及び農業のための植物遺伝資源の保全・アクセス・使用及び総合管理、取得者の権利保護、種苗の分析・保全・評価・認証・促進・提供・商取引及び使用に関する政策、行動及び合意を提案する権限を有する」と定められている。
本年(日付を記載)、「利用者」が名古屋議定書の政府窓口に指定された環境天然資源省(以下「SEMARNAT」と称す)に、(基礎研究又は後の商業利用をにらんだ高度研究であるかを記載する)を目的に植物遺伝資源(植物遺伝資源を記載する)(以下と「資源」称す)にアクセスする意思を届け出、SEMARNATは、この意思を農牧農村開発漁業食糧省(以下「SAGARPA」と称す)全国種子検査認証サービス(以下「SNICS」と称す)に伝えた。
4. 本年(日付を記載)、「SAGARPA-SNICS」は、「資源」に関する「利用者」の意思及び活動・研究について情報を受けた旨の公文書を発行した。

宣言

I. 「提供者」の宣言内容：

1. (国の発行機関の名称)が発行する(全国選挙管理委員会発行の選挙手帳、軍ID

原文リンク：

<https://absch.cbd.int/api/v2013/documents/94DB9371-D679-0733-374A-EDA237B096DD/attachments/ANEXO%20II.%20CONTRATO%20PIC.pdf>

(最終アクセス日：平成 30 年4月9日)

カード、専門職免許等の公的ID、法人の場合、合法的に設立されたことを証明する登録証 番号を所有する (国籍) の (自然人／法人) であり、契約を取り交わす法的能力を有し、「資源」の (所有者／占有者／管理者) であること。

2. 「資源」の採取が (資源の所在) (以下「敷地」と称す) (生息域内) 又はジーンバンク (生息域外) でおこなわれること。
3. 本契約締結にあたっての住所は (住所) とすること。

II. 「利用者」の宣言内容：

1. (都市名) の公証人 (公証人の氏名) (公証人番号) が作成した (年月日) の公正証書 (証書番号) で証明されるように (国名) の法律に則り設立された (自然人／法人) で、不動産及び商事登記に登記番号 (登記番号又はアポステューユ) として登録され、本契約を締結するに当たり必要な技術的・資金的、物理的及び法的能力を十分に持っていること (法人の場合)。
2. (法人の場合は会社の目的／自然人の場合は業務内容) が合法的行為又は活動を実施することを意味し、そのために (該当する法規制) に則り会社設立することが可能であること。
3. プロジェクトの一つに「敷地」(住所、座標、又はジーンバンクの所在地) 内に存在する種 (一般名及び学術名前) (これが該当する場合) を取り扱う (研究対象のプロジェクト名) があること。本書附属資料2のプロジェクト
4. C (法人又は自然人の代表者氏名とその役職) が (法人の場合は会社名) の法定代理人として本契約を締結するに十分な権限を有すること。これが (都市名及び又は連邦自治体) の公証人 (公証人の氏名) (公証人番号) が作成した (年月日) の公正証書 (証書番号) で、真実のみを証言し、その権限が付与されたこと、現時点で一切その内容が変更、取り下げ、取り消し、又は制限されていないことを証明していること。 (法人の場合)。
5. 本契約に関連する一切の通知類を受ける住所として、(住所、連邦自治体、郵便番号、市町村名、地区名、通り名、番号を記載) を指定すること。
6. 選挙手帳又は (発行当局) が発行するパスポート (パスポート番号) の写しをもって身分を証明すること。

7. 法的能力を有し、本契約を締結する資格を失っていないこと。

III. 「両当事者」の宣言内容：

- III. 1. 農牧農村開発漁業食糧省（以下「SAGARPA」と称す）「SNICS」を含む権限ある当局の意見に従い、アクセスのフォローアップ及びその成果を報告することを約束することについて相互で合意したこと。
- III. 2. もう一方の当事者に対し、本契約を締結する意図と自由意志を有していること、及び本契約で達成される合意の存在と有効性を損なうような欠陥、故意、悪意のないことを保証すること。

条文

第1 目的

本契約書は、植物遺伝資源へのアクセスに関する基本事項の設定を目的とし、本契約書により「提供者」は「利用者」に対し、（敷地[以下「敷地」と称す]又はジーンバンクを記載する）に存在する「資源」を提供する。パスポートのデータ及びサンプル数の詳細は附属資料1に示す通り。その目的は、専ら科学研究を目的とし、（プロジェクトの構成要素又は目的を列挙）を主たる目的とする（研究対象のプロジェクト名）に必要なサンプルを採取するためのアクセスである。

第2 研究の性格

「利用者」は、附属資料2に定める通り、「資源」を基礎科学研究調査の実施に限定して使用する意思を表明するとともに、次に述べる場合を除き、当該研究の成果品を商品化しないことを、又はその利益を享受しない義務を負う。

商品化又は利益を享受する場合、「利用者」は用途の変更、すなわち知識創出のみを研究目的とするのではなく、科学的調査解析の成果を商用目的、商品・サービスを営利的目的で利用し、利益が生じうることを「提供者」に通知し、用途変更に関する法的文書を取り交わすとともに、かかる旨を「SAGARPA-SNICS」に届け出なければならない。この場合、停止条件が付される。これに鑑み、「利用者」は「提供者」との間で「議定書」附属資料1に定められる利益の公正かつ衡平な配分を目的とする法的文書を取り交わさなければならない。

「プロジェクト」の内容及び研究課題を変更する必要がある場合、「利用者」は書面にてそ

の旨を「提供者」に通知し、使途変更に関する法的文書を取り交わすとともに、かかる旨を「SAGARPA-SNICS」に届け出なければならない。

第3 第三者の参加

「利用者」は、「プロジェクト」で定められた活動に限定し、本契約のもと、研究調査をおこなうのに必要な第三者と法的文書を取り交わすことができる。その場合、「提供者」に事前に通知し、「SAGARPA-SNICS」に事前に届け出をおこなわなければならない。その際、「利用者」は、第三者との間で取り交わす合意において、「資源」の自由な使用を制限する厳密な守秘義務条項を含めることを約束し、これに違反した場合、「提供者」に対する法的効果の責任が問われ、「SAGARPA-SNICS」にその旨を届け出なければならない。第三者機関との間で取り交わした法的文書はすべて、その写しを「SAGARPA-SNICS」に提出し、提出物は審議記録とともに保管される。

「利用者」が「プロジェクト」に参加する第三者と取り交わす法的文書では、第三者機関による「資源」の利用が、専ら法的文書で定められる目的に制限されとともに、「プロジェクト」及び「利用者」の関係者以外に移転しないことを保証しなければならない。

第4 保管

生息域内でアクセスする場合、「利用者」は、採取した「資源」サンプルの予備を国立遺伝資源センター及び/又は「SAGARPA-SNICS」が書面にて指定する保全センターにて保管するとともに、「利用者」は、そのために SNICS が条件として定める規定を遵守する義務を負う。サンプルの提出は、附属資料 1 に示すサンプルを最後に採取した日から起算して 20 日（営業日）以内におこなうものとする。

第5 土地利用

（本条は、生息域内アクセスに限定して適用される）本契約は、「利用者」に「資源」へのアクセスをおこなう以外、その他の一切の権利を与えるものではない。したがって、いかなる方法でも「敷地」の使用を認めるものでない。

第6 守秘義務

「両当事者」は、本契約の期間中、「機密情報」を共有することに合意し、そのためにかかる情報には、「機密情報」と明示する。また、「両当事者」は、関連情報の守秘し、情報へのアクセスを制限するために必要なあらゆる措置を講ずることを約束する。

「両当事者」は、本契約の対象となる活動について契約期限満了後 2 年間は守秘することを約束する。

第7 報告書類

「利用者」は、本契約及びその附属資料の対象となる研究成果たる情報を「提供者」に提供するとともに、「SAGARPA-SNICS」に届け出ることを保証しなければならない。そのために、進捗 50%の時点で中間報告書、研究課題ごとに最終報告書を「提供者」に提出するとともに、「SAGARPA-SNICS」に届け出を行う。報告書には以下の内容を記載する。

1. 設定された目的の達成度
2. 成果
3. 当初設定した計画の達成度

「プロジェクト」終了時、「利用者」は、研究成果のすべて、及び将来に向けた潜在的な科学開発と応用について記載した最終報告書を業務終了時から起算して6カ月以内に「提供者」に提出するとともに、「SAGARPA-SNICS」にその写しを提出する。

第8 知的財産権

活動の結果、及び本契約の目的から生じうる知的財産権は、その目的で取り交わされる公的文書で定めた通り、それぞれの参加の度合いに応じて「両当事者」に帰属する。また、著作権に関する連邦法及び/又は工業所有権法、及び種苗法の規制に従って、知的所有権の実現又は形成に関与した者についても道徳的認知をする。

「両当事者」は、本契約から得られ、機密情報に該当しない情報又は成果を学術、教育及び/又は研究のために使用することに合意する。

共同作業の結果、得られた刊行物及び成果品を発表する際は、事前に相互の合意と必要な法的保護のもとにおこない、それにより得られる評価を共有する。

また、「両当事者」は、知的財産庁でおこなうべき手続きを委任する者の任命、保護に関連する諸費用の支払い、保護プロセスを開始する日にちの取り決め等の知的財産権の保護戦略に関連する活動は、相互の合意のもと、そのために取り交わされる法的文書にもとづいておこなうことに合意する。

第9 成果の公表

「両当事者」は、一方の当事者が事前にもう一方の許可を得、著者を明確にすれば、本契約に関する学術論文若しくは研究論文又は活動報告書の成果を公表できることに合意する。

そのために原稿を公表日の30日以上前にもう一方に提供する。期限を過ぎてももう一方が

ら何ら回答がない場合、許可が得られたものと解釈される。「資源」に関連する調査の刊行物では、必ず出典を明確にしなければならない。

第 10 技術的解釈

プロジェクト又は本契約に関連して「両当事者」間に技術的な疑義又は見解の相違が生じた場合、合意による解決を見いだすため権限ある当局の審議にかけることができる。

第 11 使用の制約

「資源」は、「プロジェクト」の条件に限定して使用しなければならない。また、生物兵器、環境や人体に有害な慣行、又は国内外の法規制で禁止された活動に使用してはならない。

第 12 責任

本契約でアクセスが認められた「資源」及びその有形又は無形の副産物が無許可に利用された場合、「提供者」は、「利用者」又は関係する第三者に対し、国内外で行政的・刑事的・民事的行為を行使する権利を有する。

第 13 譲渡

本契約から生ずる権利は、国内外のいかなる自然人にも法人にも譲渡してはならない。ただし、「提供者」の書面による事前の同意がある場合を除く。その場合、**SAGARPA-SNICS** に譲渡について届け出をおこなわなければならない。

第 14 通知類

「両当事者」は、法的手続きを行うため、「**SAGARPA-SNICS**」に届け出を行い、本契約及びその附属資料の原本を提出する意志を表明する。

第 15 改訂

本契約書は、かかる権限の保持者が署名する改訂合意を取り交わした場合に限り変更及び／又は追加することができ、改訂された合意は、本契約書の一部を構成するものとなる。書面にて「**SAGARPA-SNICS**」に改定の届け出を出さなければならない。

第 16 解除

「両当事者」は、以下に該当する場合、契約解除の事由となることに合意する。

- a) 本契約書に虚偽の記載があった場合。
- b) 本契約書の定める義務に違反した場合。
- c) 本契約書に定められる義務及び権利を履行することが不可抗力により物理的に不

可能となった場合。

第 17 契約解除手続き

「両当事者」の一方がもう一方に本契約が定める解除事由となる状況が発生と判断した場合、かかる旨をもう一方の当事者に通知し、15 日（営業日）以内に状況の報告を求めることができる。報告内容を検討のうえ、要請者がその内容を妥当でないと判断すれば、契約内容の履行、又は契約解除を要請することができる。契約解除を選択する場合、両当事者は、損害を回避するのに必要なすべての措置を講ずることとする。

第 18 契約の終了

「両当事者」の一方は、いずれの当事者にも義務の不履行がない場合に限り、書面にてもう一方に 15 日（暦日）以上前に通知することにより、契約期限満了前に本契約を終了できるものとする。この場合、「両当事者」は損害を回避するのに必要な措置を講ずる。また、「SNICS」に契約の終了を届け出なければならない。

第 19 効力

本契約は、署名日から効力を発するものとし、有効期限は（プロジェクトで定められた期限）とし、「両当事者」の合意のもと同期間にわたり延長可能とする。延長の合意は、期限満了の 10 日（営業日）以上前に書面によりおこない、法人格を有するそれぞれの代表者がこれに署名するか、又は期限満了時に新たな契約を取り交わす。商用開発や研究調査から生ずる利益が発生する場合には、「両当事者」間の利益配分を定める契約を取り交わさなければならない。

第 20 管轄。本契約及びここに規定されていないすべての事項について、その解釈、実行を及び履行に関し、「両当事者」は、メキシコシティ管轄の連邦裁判所の判断にゆだねるものとし、現住所又は将来の住所におけるその他の裁判所での裁判権を放棄する。本契約書を読み上げた後、両当事者は内容と範囲を理解したうえで、これに署名する。メキシコシティ、___年___月___日。

「提供者」代理

「利用者」代理
法定代理人

C.